

相談

全国一斉！

法務局休日相談所

▼日時 10月7日(日) 10時～15時

▼場所 松山地方法務局 6階共用会議室(松山市宮田町188番地6)

▼相談内容 相続に関する登記、人権問題、遺言・公正証書や土地の境界に関する相談など

▼担当者 法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

▼その他 相談は無料で、秘密は厳守します。原則事前予約制ですが当日予約無しの相談も可能です。ただし、混み合うことが予想されるので事前予約をお勧めします。

▼予約方法 電話予約

▼受付期間 9月10日(月) 9時～10月5日(金) 17時

▼予約先・問い合わせ 松山地方法務局総務課

☎932-0888

10月1日から7日まで「法の日週間」
無料法律相談会

「法の日週間」に合わせ、愛媛弁護士会主催で弁護士による無料法律相談会を行います。

▼日時 10月11日(木) 10時～12時

▼場所 松山地方裁判所(松山市

一番町3丁目3番地8)

▼定員 36人(※定員を超えた場合は抽選で決定)

▼申し込み方法 往復はがきの返信用表面と往信用裏面のそれぞれに相談希望者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載して郵送してください。(※返信用裏面は記入不要)

▼締め切り 9月18日(火) 必着

▼申込先・問い合わせ

〒790-0006 松山市南

堀端町2番地1 松山家庭裁判所

総務課「無料法律相談会」係

☎942-0083

催し

ふれあいフェスティバル
2018

▼日時 9月17日(月・祝) 11時～16時30分

▼場所 エミフルMASAKI

消費者力アップ通信

還付金詐欺にご注意を

【相談事例】

Aさんに町役場職員を名乗る男から、「健康保険の過払いで、2万円程の払い戻しがある。銀行に対応してもらいます」という電話があった。さらに銀行員を名乗る男から、「手続きをするので近くのコンビニエンスストアに行ってください」という電話があり、Aさんは言われた通りに移動した。そこで銀行員を名乗る男に電話をし、「私が説明するとおりATMを操作してください」と言われたため従うと、自分の口座から現金約100万円が騙し取られてしまった。

【アドバイス】

- ATMを操作してお金が還付されることは絶対にありません。
- 携帯電話を持ってATMに行くよう誘導された場合は還付金詐欺です。
- 困ったときは警察や消費生活センター等に相談しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受付中です。

▷消費者ホットライン ☎188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口(産業課内) ☎985-4120

毎週火曜日、第1金曜日は専門の相談員が対応します。

募集

「自分らしい暮らしを人生の最後まで」
在宅医療・介護連携講演会

愛媛県在宅介護研修センター主催の講演会を開催します。参加費は無料です。ぜひ参加してください。

▼日時 10月11日(木) 13時30分～15時30分

▼講演名 前向きに老いを考えるためのヒント～生活の中の生老病死～

▼講師 NPO法人メイアイヘルプユー理事 鳥海房枝先生

▼場所 砥部町文化会館(砥部町宮内1410番地)

▼対象 町内在住の人

▼定員 100人

▼申し込み方法 電話申し込み

▼締め切り 9月18日(火)

▼申込先・問い合わせ

健康課地域包括支援センター係

☎985-4205

▼内容 中村中さんのトーク&ライブのほか、ミュージカルやクイズラリーなど多彩なイベントを実施します。参加費は無料です。

▼トーク&ライブ申し込み方法 電話申し込み(※先着順150人)

▼締め切り 9月5日(水)

▼申込先・問い合わせ

愛媛県人権対策課

☎912-2455

